

お知らせ（薬）033  
令和元年9月3日

### 医薬品マスターの改定について

下記のとおり医薬品マスターの改定についてお知らせします。

#### 記

- 1 令和元年9月3日付け厚生労働省告示第102号第1条に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：18コード）  
※令和元年9月4日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20190904」に設定し収載しております。
- 2 前1の同号第2条に基づく令和元年度診療報酬改定のマスター公表については、準備が整い次第公表する予定としています。
- 3 令和元年9月3日付け厚生労働省告示第103号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」における「タグリッソ錠」の薬価改正  
※改正後の薬価は令和元年11月1日から適用のため、当該医薬品に係る医薬品マスターの公表は、令和元年10月を予定しています。